

平成 28 年における監督指導の実施状況について

平成 28 年において山梨労働局内の全労働基準監督署（*1）が実施した定期監督等（*2）の実施結果は以下のとおりでした。

1 平成 28 年 1 月から 12 月までの間に、山梨労働局管内の全労働基準監督署で計 1,225 事業場に定期監督等を実施し、労働基準関係法令等に係る何らかの違反が認められたのは、738 事業場であり、違反率は 60.2%でした。

業種別の違反率は、「保健衛生業」が最も高く 87.1%でした。次いで「接客娯楽業」の 80.8%、「製造業」の 78.2%、「運輸交通業」の 75.0%でした。

監督を実施した件数は、建設業が 605 件で最も多く、そのうち 289 件（47.8%）で法令違反が認められました。以下、製造業が 216 件（法令違反が認められたもの 169 件（78.2%））、商業が 139 件（同 94 件（67.6%））でした（*3）。

2 法令違反の主な内訳は、労働基準法違反については、労働時間の 228 件（18.6%）、割増賃金の 147 件（12.0%）、労働条件の明示の 137 件（11.2%）でした。労働安全衛生法違反については、安全衛生基準（安衛法 20 条～25 条）が 247 件（20.2%）、健康診断が 109 件（8.9%）でした（*4）。

業種別の法令違反の内訳としては、建設業では安全衛生基準に関するものが最も多く 165 件でした。製造業及び商業では労働時間に関するものが最も多く、製造業では 93 件、商業では 40 件でした。

*1 甲府・都留・諏訪労働基準監督署の 3 署。

*2 労働基準監督官が労働基準関係法令に基づき行うもので、定期的あるいは労働者からの相談等又は労働災害の発生を契機として、事業場に立ち入って行う調査。

*3 監督で労働基準関係法令違反を認めた場合には、是正期日を定めて勧告書等の書面交付により指導を行う。

*4 比率は平成28年中に監督を実施した全ての事業場数に対するもの。

1 監督指導の実施状況

(1) 平成24年度以降に山梨労働局管内の全労働基準監督署(甲府署、都留署、
鵜沢署)が法定労働条件の履行確保を目的として実施した定期監督等の実
施状況は表1のとおりです。平成28年の定期監督実施件数は、1,225件で
あり、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法等)に係る法令違
反が認められた事業場は、738事業場、違反率は60.2%でした。

表1 何らかの法令違反が認められた事業場の割合

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
監督事業場数	1,483	1,521	1,440	1,198	1,225
違反事業場数	915	988	1,012	762	738
違反率(%)	61.7	65.0	70.3	63.6	60.2

(2) 業種別の実施状況は表2のとおりです。違反率を業種別でみると、
「保健衛生業」が最も高く87.1%でした。次いで「接客娯楽業」の80.8%、
「製造業」の78.2%、「交通運輸業」の75.0%でした。また、建設業は
監督実施605件のうち違反が認められたのは289件であり、その割合は
47.8%と、半数を下回りました。

表2 主な業種別違反率

業種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率(%)
製造業	216	169	78.2%
建設業	605	289	47.8%
運輸交通業	88	66	75.0%
商業	139	94	67.6%
保健衛生業	31	27	87.1%
接客娯楽業	52	42	80.8%
清掃業	11	4	36.4%
その他	83	47	56.6%
合計	1,225	738	60.2%

2 主要な法令違反の状況

(1) 主要な法令違反の状況は表3のとおりです。法令違反が認められた事項
のうち、労働基準法違反として最も多かったのは、労働時間の228件(18.6%)、
次に割増賃金の147件(12.0%)でした。労働安全衛生法違反として最も多
かったのは、安全衛生基準(安衛法20条~25条)が247件(20.2%)、次に
健康診断の109件(8.9%)でした。

表3 主な法令違反の状況

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
総件数	137	228	147	86	107	87	247	47	109
違反率 (%)	11.2%	18.6%	12.0%	7.0%	8.7%	7.1%	20.2%	3.8%	8.9%

* 一の事業場において複数の違反が認められる場合があります。

(2) 業種別の法令違反の状況は表4のとおりです。建設業では安全衛生基準（安衛法20条～25条）に関する法令違反は165件になる等、安全衛生上の問題点が多い結果でした。

また、製造業では、労働時間93件、安全衛生基準71件、労働条件の明示54件、割増賃金48件であるなど、安全衛生よりも労働時間に係る問題点の方が多く認められました。

なお、製造業以外でも、運輸交通業、商業、保健衛生業及び接客娯楽業において、労働時間に関する法違反が最も多い結果でした。

全体の違反率は60.2%で、平成27年の63.6%に対して-3.4ポイントでしたが、労働条件調査を対象としていない建設現場の監督が多くを占める建設業の監督を除いて違反率を計算すると、平成28年が72.4%(620件中449件)、平成27年が73.7%(617件中455件)であり、差は-1.3ポイントに留まり、違反率はいずれも7割を超えています。

表4 業種別の法令違反の状況（単位：件）

	労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生 管理体制	安全衛生 基準	定期自主 検査	健康診断
製造業	54	93	48	30	22	47	71	29	34
建設業	6	6	7	3	5	10	165	7	5
運輸交通業	14	36	15	8	23	7	1	2	25
商業	24	40	33	16	21	0	8	7	6
保健衛生業	7	9	8	6	3	1	0	0	5
接客娯楽	15	28	15	7	15	10	1	2	16
その他	17	16	21	16	18	12	1	0	18

【参考】主な法令違反の態様

事項	主な法令違反の態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労使協定の締結・届出なく法定労働時間（1週40時間又は1日8時間）を超えて労働させている。 労使協定で締結した上限時間を超える時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 固定残業手当を支払っているが、残業時間の実績で計算すると当該支給額では不足している。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していない。 作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> 手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していない。
安全衛生管理体制 (安衛法 10~19 条)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理者又は衛生管理者を選任していない。 産業医を選任していない。 作業主任者を選任していない。
安全基準 (安衛法 20~25 条)	<ul style="list-style-type: none"> プレス機械に有効な安全装置を設けていない。 機械の原動機、回転軸に覆い等を設けていない。 (階段等に) 墜落防止用の手すり等を設けていない。 回転する刃物に巻き込まれる作業において手袋を使用させている。
定期自主検査 (安衛法 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> 動力プレスやフォークリフト等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていない。 有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていない。 深夜業に従事する労働者に対し年2回の健康診断を実施していない。